

学生教育研究災害傷害保険の適用範囲及び補償について

全学的に全員加入している保険：学生教育研究災害傷害保険 A タイプ・通学特約付き

1 学生教育研究災害傷害保険（以下「学研災」）の適用範囲

- 1) 日本国内外において以下の教育研究活動中に生じた外来の事故によって身体に傷害を被った場合（実験中の薬品による中毒等は含まれますが、その他の「病気」、「賠償」は対象となりません。）
 - ① 正課中
 - ② 学校行事中
 - ③ 学内施設内にいる間
 - ④ 学校施設外での課外活動中
- 2) 通学中、学校施設等相互間の移動中に発生した事故によって身体に傷害を被った場合
- 3) 臨床実習中の接触感染による感染症予防措置を受けた場合（「接触感染特約」を付けた場合のみ／医学部学部生のみ全員加入）

2 学研災の適用除外

- 1) 下記の事由によって生じた傷害（詳細は別紙参照）
 - ① 故意又は重大な過失等
 - ② 自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
 - ③ 脳疾患、疾病又は心神喪失
 - ④ 私傷病の外科的手術その他の医療処置
 - ⑤ 刑の執行、戦争、内乱等
 - ⑥ 観測活動等以外での地震、噴火等の天災
 - ⑦ 研究活動等で取り扱う場合以外での核燃料物質等、放射線または放射能汚染

3 保険の対象となる学生等

- 1) 学部学生、大学院学生（修士、博士、専門職）、研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、外国人研究生、研究所研究生、日本学術振興会特別研究員（PD）

4 補償内容

- 1) 補償種別：死亡保険金、後遺障害保険金、医療保険金及び入院加算金、接触感染予防

保険金

① 死亡保険金

正課中又は学校行事中	2,000 万円
その他	1,000 万円

② 後遺障害保険金

正課中又は学校行事中	120～3,000 万円
その他	60～1,500 万円

③ 医療保険金及び入院加算金

		治療日数(日)	支払い保険金(円)	入院加算金
正課中 学校行事中	通学中 学校施設等 相互間移動 中	1～3	3,000	入院1日につ き 4,000円 (180日を限 度)
		4～6	6,000	
		7～13	15,000	
		14～29	30,000	
		30～59	50,000	
		60～89	80,000	
		90～119	110,000	
		120～149	140,000	
		150～179	170,000	
		180～269	200,000	
270～	300,000			
	学校施設内 にいる間			
	学校施設外 での課外活 動中			

④ 接触感染予防保険金

臨床実習中のみで、1 事故につき 15,000 円の定額

5 注意事項

1) 事故の通知

事故の発生から 30 日以内に事故の日時、場所、状況、傷害の程度を学部・研究科の窓口申し出て、保険会社に通知する。

2) 保険請求権時効

時効は 3 年

6 補足

1) 学研災に加入している学生は、別途任意（有料）で次の保険に加入できる。

- ① 付帯賠償（工学部・工学系研究科・情報理工学系研究科は部局にて全員加入）
- ② 学生生活総合保険

より詳しい保障内容については、次の公益財団法人日本国際教育支援協会の学研災ウェブサイトより、『加入者のしおり』等をご覧ください。

<http://www.jees.or.jp/gakkensai/index.htm>

別紙

適用除外範囲

1) 下記の事由によって生じた傷害

- ① 故意又は重大な過失
- ② 自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
- ③ 運転資格を持たないで自動車等を運転している間
- ④ 酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑥ 脳疾患、疾病又は心神喪失
- ⑦ 妊娠、出産、早産又は流産、外科的手術その他の医療処置
- ⑧ 刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
- ⑩ 地震、噴火又はこれらによる津波（観測活動等は適用範囲に含む）
- ⑪ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故（これらを扱う研究活動等は適用範囲に含む）
- ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故等
- ⑬ 放射線照射又は放射能汚染（放射線又は放射能の発生装置を用いて行う研究活動等は適用範囲に含む）

2) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合で医学的 他覚所見のないもの

3) 学研災が適用されない活動等

- ① 山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- ② 自動車等、モーターボート、水上オートバイ、ゴーカート、スノーモービル等を用いた競技等（ただし、自動車及び原動機付き自転車による通行制限をしていない道路上で競技をしている場合は適用範囲に含む）